

第 3 初・再診料の施設基準等 認知症地域包括診療加算の施設基準

「基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示」（令和 6 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 58 号）

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和 6 年 3 月 5 日 保医発 0305 第 5 号）

告示	通知
<p>7 の 2 認知症地域包括診療加算の施設基準</p> <p>(1) 認知症地域包括診療加算 1 の施設基準 地域包括診療加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関であること</p> <p>(2) 認知症地域包括診療加算 2 の施設基準 地域包括診療加算 2 に係る届出を行っている保険医療機関であること。</p>	<p>第 2 の 4 認知症地域包括診療加算</p> <p>1 認知症地域包括診療加算 1 に関する基準 第 2 の 3 に掲げる地域包括診療加算 1 の届出を行っていること。</p> <p>2 認知症地域包括診療加算 2 に関する基準 第 2 の 3 に掲げる地域包括診療加算 2 の届出を行っていること。</p> <p>3 届出に関する事項 地域包括診療加算 1 又は 2 の届出を行っていればよく、認知症地域包括診療加算 1 又は 2 として特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。</p>